

千葉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)の概要

1 趣旨

このガイドラインは、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、個人情報保護に関する法律の趣旨に則り、撮影された個人のプライバシーの保護を図るために、防犯カメラの設置者等が自主的に実施すべき事項を定めたものです。

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、このガイドラインを参考に適切な措置を講じるようお願いします。

2 ガイドライン策定の背景及び必要性

(1) 背景

ひたたくりを初めとする街頭犯罪の予防と被害の未然防止、また、犯罪捜査にも有効なことから、全国的に公共の場所を含め防犯カメラが設置されており、更なる増設が見込まれています。しかしながら一方で、防犯カメラの必要性を認めながらも、プライバシー保護に関する懸念や、画像の無断・不正利用などの不安が抱かれています。

(2) 必要性

人には、自己の容貌や行動をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由（プライバシー）があり、また、防犯カメラに記録された個人の画像で、特定の人物と識別することができるものは個人情報となります。そのため、防犯カメラはプライバシーや個人情報の取り扱いには十分に留意しつつ、犯罪防止に役立てるよう、設置及び運用をしなければなりません。

3 ガイドラインの主な内容

(1) 対象

本ガイドラインの対象となるのは、次の3つの要件すべてに該当するカメラです。

- ① 不特定多数の人が利用する施設や場所に設置
- ② 犯罪防止を目的（副次目的を含む）として、継続的に設置・撮影
- ③ 特定の個人を判別できる画像記録装置を有する

※マンション・アパート等共同住宅の建物内、工場の敷地内など、不特定多数の人の出入りが想定されない場所をもっぱら撮影している場合は対象外となります。

(2) 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

①設置の目的

防犯カメラを設置し及び運用する場合は、目的を明確にすることとします。

②設置場所と撮影範囲

設置個所及び撮影範囲は必要最小限とすることとします。

③カメラ設置の表示

防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示することとします。

④管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、管理責任者を指定することとします。

⑤画像の保存・取扱い

画像が外部に漏れることのないよう一定のルールに基づき慎重な管理を行うこととします。

- ア. 取扱担当者の指定（取扱担当者を指定すること）
- イ. 画像の保存期間（概ね1箇月以内で必要な保存期間を定めること）
- ウ. 画像加工の禁止（加工したものを保存しないこと）
- エ. 画像の厳重な保管（記録媒体やパソコンは厳重に管理し、外部への持ち出しを禁止とする）
- オ. 画像の消去（保存期間が終了した画像は、速やかに消去すること）

⑥秘密の保持

防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らさないこととします。

⑦画像の利用・提供

防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供しないこととします。

*ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ア. 法令の規定に基づく場合
- イ. 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合
- ウ. 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- エ. 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

上記により画像等を提供する場合は、相手方の身分を確認し、提供日時、提供理由などを記録するなど、適正に運用することとします。

⑧苦情等の処理

苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応することとします。

（3）管理規程の作成等

①管理規程の作成

防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用について、このガイドラインの内容に沿った管理規程を作成することとします。

②管理規程の遵守

設置者は、管理責任者及び取扱担当者に対して、このガイドライン及び自ら定める管理規程を遵守させることとします。

また、運用業務を委託する場合には、委託業者に遵守させることとします。